

令和6年第4回世田谷区議会定例会提出予定案件（追加）

[令和6年11月26日現在]

議案 7件

【議案】

<総務部>

(1) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 職員の給与の改定等に伴う一部改正

改正内容 別紙1のとおり

施行日 別紙1のとおり

(2) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 職員の給与の改定等に伴う一部改正

改正内容 別紙1のとおり

施行日 別紙1のとおり

(3) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 職員の給与の改定等に伴う一部改正

改正内容 別紙1のとおり

施行日 別紙1のとおり

(4) 世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 区長等の給料の額及び期末手当の改定に伴う一部改正

改正内容 別紙2のとおり

施行日 別紙2のとおり

(5) 世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 常勤の監査委員の給料の額及び期末手当の改定に伴う一部改正

改正内容 別紙2のとおり

施行日 別紙2のとおり

(6) 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 教育長の給料の額及び期末手当の改定に伴う一部改正

改正内容 別紙2のとおり

施行日 別紙2のとおり

(7) 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 議員の議員報酬の額及び期末手当の改定に伴う一部改正

改正内容 別紙2のとおり

施行日 別紙2のとおり

職員の給与改定等に伴う関係条例の一部改正について

令和6年特別区人事委員会勧告等に基づき職員の給与を改定する必要が生じたため、次のとおり「職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）」、「幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「幼教給与条例」という。）」及び「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度給与条例」という。）」の一部を改正する。

1 改正内容

(1) 給料表の改定

項目	内容	施行年月日
常勤職員に係る給料表の改定 【給与条例別表第1、別表第2】 【幼教給与条例別表第1】	※ 特別区人事委員会勧告のとおり実施 《行政職給料表（一）》 ①公民較差（11,029円（2.89%））を解消するため、初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給についての給料月額を引上げ ②初任給について、人材確保の観点、民間企業や国における初任給の動向等を踏まえて引上げ 《その他の給料表》 行政職給料表（一）との均衡を考慮した改定	改正条例の公布の日 （適用は令和6年4月1日）

(2) 特別給の改定

項目	内容	施行年月日																																								
令和6年度における特別給（期末・勤勉手当） 【給与条例第21条、第21条の4】 【幼教給与条例第27条、第30条】 【会計年度給与条例第17条、第17条の2】	※ 特別区人事委員会勧告のとおり実施（一般職員・管理職員） ①現行の4.65月を4.85月に引上げ（0.2月分引上げ） ②引上げ分は、12月期の期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、支給 《令和6年度12月期の支給月数》 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般職員</td> <td rowspan="2">12月</td> <td>支給月数</td> <td>1.30月 (0.725月)</td> <td>1.225月 (0.60月)</td> <td>2.525月 (1.325月)</td> </tr> <tr> <td>引上げ分</td> <td>0.1月 (0.05月)</td> <td>0.1月 (0.05月)</td> <td>0.2月 (0.1月)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管理職員</td> <td rowspan="2">12月</td> <td>支給月数</td> <td>1.125月 (0.6375月)</td> <td>1.40月 (0.6875月)</td> <td>2.525月 (1.325月)</td> </tr> <tr> <td>引上げ分</td> <td>0.1月 (0.05月)</td> <td>0.1月 (0.05月)</td> <td>0.2月 (0.1月)</td> </tr> </tbody> </table> (注) ()内は定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の月数 ※ 会計年度任用職員についても、常勤職員（一般職員）と同様とする 《令和6年度12月期の支給月数》 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12月</td> <td>支給月数</td> <td>1.30月</td> <td>1.225月</td> <td>2.525月</td> </tr> <tr> <td>引上げ分</td> <td>0.1月</td> <td>0.1月</td> <td>0.2月</td> </tr> </tbody> </table>				期末	勤勉	合計	一般職員	12月	支給月数	1.30月 (0.725月)	1.225月 (0.60月)	2.525月 (1.325月)	引上げ分	0.1月 (0.05月)	0.1月 (0.05月)	0.2月 (0.1月)	管理職員	12月	支給月数	1.125月 (0.6375月)	1.40月 (0.6875月)	2.525月 (1.325月)	引上げ分	0.1月 (0.05月)	0.1月 (0.05月)	0.2月 (0.1月)			期末	勤勉	合計	12月	支給月数	1.30月	1.225月	2.525月	引上げ分	0.1月	0.1月	0.2月	改正条例の公布の日
			期末	勤勉	合計																																					
一般職員	12月	支給月数	1.30月 (0.725月)	1.225月 (0.60月)	2.525月 (1.325月)																																					
		引上げ分	0.1月 (0.05月)	0.1月 (0.05月)	0.2月 (0.1月)																																					
管理職員	12月	支給月数	1.125月 (0.6375月)	1.40月 (0.6875月)	2.525月 (1.325月)																																					
		引上げ分	0.1月 (0.05月)	0.1月 (0.05月)	0.2月 (0.1月)																																					
		期末	勤勉	合計																																						
12月	支給月数	1.30月	1.225月	2.525月																																						
	引上げ分	0.1月	0.1月	0.2月																																						

項目	内容					施行年月日																																																												
令和7年度以降における特別給（期末・勤勉手当） 【給与条例第21条、第21条の4】 【幼教給与条例第27条、第30条】 【会計年度給与条例第17条、第17条の2】	※ 特別区人事委員会勧告のとおり実施（一般職員・管理職員） 令和7年度以降の引上げ分は、6月期・12月期の期末手当及び勤勉手当に均等に配分 《令和7年度以降の支給月数》					令和7年 4月1日																																																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6月</td> <td style="text-align: center;">支給月数</td> <td style="text-align: center;">1.25月 (0.70月)</td> <td style="text-align: center;">1.175月 (0.575月)</td> <td style="text-align: center;">2.425月 (1.275月)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">引上げ分</td> <td style="text-align: center;">0.05月 (0.025月)</td> <td style="text-align: center;">0.05月 (0.025月)</td> <td style="text-align: center;">0.1月 (0.05月)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">12月</td> <td style="text-align: center;">支給月数</td> <td style="text-align: center;">1.25月 (0.70月)</td> <td style="text-align: center;">1.175月 (0.575月)</td> <td style="text-align: center;">2.425月 (1.275月)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">引上げ分</td> <td style="text-align: center;">0.05月 (0.025月)</td> <td style="text-align: center;">0.05月 (0.025月)</td> <td style="text-align: center;">0.1月 (0.05月)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">支給月数</td> <td style="text-align: center;">2.50月 (1.40月)</td> <td style="text-align: center;">2.35月 (1.15月)</td> <td style="text-align: center;">4.85月 (2.55月)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">引上げ分</td> <td style="text-align: center;">0.1月 (0.05月)</td> <td style="text-align: center;">0.1月 (0.05月)</td> <td style="text-align: center;">0.2月 (0.1月)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">管理職員</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6月</td> <td style="text-align: center;">支給月数</td> <td style="text-align: center;">1.075月 (0.6125月)</td> <td style="text-align: center;">1.35月 (0.6625月)</td> <td style="text-align: center;">2.425月 (1.275月)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">引上げ分</td> <td style="text-align: center;">0.05月 (0.025月)</td> <td style="text-align: center;">0.05月 (0.025月)</td> <td style="text-align: center;">0.1月 (0.05月)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">12月</td> <td style="text-align: center;">支給月数</td> <td style="text-align: center;">1.075月 (0.6125月)</td> <td style="text-align: center;">1.35月 (0.6625月)</td> <td style="text-align: center;">2.425月 (1.275月)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">引上げ分</td> <td style="text-align: center;">0.05月 (0.025月)</td> <td style="text-align: center;">0.05月 (0.025月)</td> <td style="text-align: center;">0.1月 (0.05月)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">支給月数</td> <td style="text-align: center;">2.15月 (1.225月)</td> <td style="text-align: center;">2.70月 (1.325月)</td> <td style="text-align: center;">4.85月 (2.55月)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">引上げ分</td> <td style="text-align: center;">0.1月 (0.05月)</td> <td style="text-align: center;">0.1月 (0.05月)</td> <td style="text-align: center;">0.2月 (0.1月)</td> </tr> </tbody> </table>								期末	勤勉	合計	6月	支給月数	1.25月 (0.70月)	1.175月 (0.575月)	2.425月 (1.275月)	引上げ分	0.05月 (0.025月)	0.05月 (0.025月)	0.1月 (0.05月)	12月	支給月数	1.25月 (0.70月)	1.175月 (0.575月)	2.425月 (1.275月)	引上げ分	0.05月 (0.025月)	0.05月 (0.025月)	0.1月 (0.05月)	合計	支給月数	2.50月 (1.40月)	2.35月 (1.15月)	4.85月 (2.55月)	引上げ分	0.1月 (0.05月)	0.1月 (0.05月)	0.2月 (0.1月)	管理職員	6月	支給月数	1.075月 (0.6125月)	1.35月 (0.6625月)	2.425月 (1.275月)	引上げ分	0.05月 (0.025月)	0.05月 (0.025月)	0.1月 (0.05月)	12月	支給月数	1.075月 (0.6125月)	1.35月 (0.6625月)	2.425月 (1.275月)	引上げ分	0.05月 (0.025月)	0.05月 (0.025月)	0.1月 (0.05月)	合計	支給月数	2.15月 (1.225月)	2.70月 (1.325月)	4.85月 (2.55月)	引上げ分	0.1月 (0.05月)	0.1月 (0.05月)	0.2月 (0.1月)
			期末	勤勉	合計																																																													
	6月	支給月数	1.25月 (0.70月)	1.175月 (0.575月)	2.425月 (1.275月)																																																													
		引上げ分	0.05月 (0.025月)	0.05月 (0.025月)	0.1月 (0.05月)																																																													
	12月	支給月数	1.25月 (0.70月)	1.175月 (0.575月)	2.425月 (1.275月)																																																													
		引上げ分	0.05月 (0.025月)	0.05月 (0.025月)	0.1月 (0.05月)																																																													
	合計	支給月数	2.50月 (1.40月)	2.35月 (1.15月)	4.85月 (2.55月)																																																													
		引上げ分	0.1月 (0.05月)	0.1月 (0.05月)	0.2月 (0.1月)																																																													
	管理職員	6月	支給月数	1.075月 (0.6125月)	1.35月 (0.6625月)		2.425月 (1.275月)																																																											
			引上げ分	0.05月 (0.025月)	0.05月 (0.025月)		0.1月 (0.05月)																																																											
		12月	支給月数	1.075月 (0.6125月)	1.35月 (0.6625月)		2.425月 (1.275月)																																																											
			引上げ分	0.05月 (0.025月)	0.05月 (0.025月)		0.1月 (0.05月)																																																											
		合計	支給月数	2.15月 (1.225月)	2.70月 (1.325月)		4.85月 (2.55月)																																																											
			引上げ分	0.1月 (0.05月)	0.1月 (0.05月)		0.2月 (0.1月)																																																											
	(注) ()内は定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の月数																																																																	
	※ 会計年度任用職員についても、常勤職員（一般職員）と同様とする 《令和7年度以降の支給月数》																																																																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6月</td> <td style="text-align: center;">支給月数</td> <td style="text-align: center;">1.25月</td> <td style="text-align: center;">1.175月</td> <td style="text-align: center;">2.425月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">引上げ分</td> <td style="text-align: center;">0.05月</td> <td style="text-align: center;">0.05月</td> <td style="text-align: center;">0.1月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">12月</td> <td style="text-align: center;">支給月数</td> <td style="text-align: center;">1.25月</td> <td style="text-align: center;">1.175月</td> <td style="text-align: center;">2.425月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">引上げ分</td> <td style="text-align: center;">0.05月</td> <td style="text-align: center;">0.05月</td> <td style="text-align: center;">0.1月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">支給月数</td> <td style="text-align: center;">2.50月</td> <td style="text-align: center;">2.35月</td> <td style="text-align: center;">4.85月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">引上げ分</td> <td style="text-align: center;">0.1月</td> <td style="text-align: center;">0.1月</td> <td style="text-align: center;">0.2月</td> </tr> </tbody> </table>								期末	勤勉	合計	6月	支給月数	1.25月	1.175月	2.425月	引上げ分	0.05月	0.05月	0.1月	12月	支給月数	1.25月	1.175月	2.425月	引上げ分	0.05月	0.05月	0.1月	合計	支給月数	2.50月	2.35月	4.85月	引上げ分	0.1月	0.1月	0.2月																												
			期末	勤勉	合計																																																													
	6月	支給月数	1.25月	1.175月	2.425月																																																													
		引上げ分	0.05月	0.05月	0.1月																																																													
	12月	支給月数	1.25月	1.175月	2.425月																																																													
		引上げ分	0.05月	0.05月	0.1月																																																													
合計	支給月数	2.50月	2.35月	4.85月																																																														
	引上げ分	0.1月	0.1月	0.2月																																																														

(3) 扶養手当の改定

項目	内容	施行年月日															
扶養手当 【給与条例第10条、第11条、第11条の3】 【幼教給与条例第11条】 ※特例措置は両条例ともに附則第6項、7項及び8項	※ 特別区人事委員会勧告のとおり実施 ①配偶者等に係る手当を廃止し、それにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額を引上げ (配偶者等：6,000円→廃止、子：9,000円→10,500円) ②特例措置 受給者への影響を最小限にする観点から、特例措置を設け、令和7年から令和9年にかけて段階的に改定を実施 《特例措置期間中の支給額》 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>扶養親族</th> <th>R 6 (現行)</th> <th>R 7</th> <th>R 8</th> <th>R 9～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者等</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>2,000円</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>9,000円</td> <td>9,500円</td> <td>10,000円</td> <td>10,500円</td> </tr> </tbody> </table>	扶養親族	R 6 (現行)	R 7	R 8	R 9～	配偶者等	6,000円	4,000円	2,000円	廃止	子	9,000円	9,500円	10,000円	10,500円	令和7年 4月1日
扶養親族	R 6 (現行)	R 7	R 8	R 9～													
配偶者等	6,000円	4,000円	2,000円	廃止													
子	9,000円	9,500円	10,000円	10,500円													

(4) 初任給調整手当の改定

項目	内容	施行年月日
令和6年度における初任給調整手当 【給与条例第9条の3】	※ 公衆衛生医師の確実な人材確保を図るため、東京都との均衡等を踏まえ、医師及び歯科医師に係る初任給調整手当の上限額を275,700円に引上げ(現行は268,500円)	改正条例の公布の日 (適用は令和6年4月1日)
令和7年度以降における初任給調整手当 【給与条例第9条の3】	※ 公衆衛生医師の確実な人材確保を図るため、東京都との均衡等を踏まえ、医師及び歯科医師に係る初任給調整手当の上限額を315,200円に引上げ(令和6年度においては、275,700円)	令和7年 4月1日

(5) その他

項目	内容	施行年月日
その他規定整備 【第21条の2、第21条の3】 【幼教給与条例第28条、第29条】	※ 刑法の改正に伴い、期末手当を支給しない職員等の要件である禁錮を拘禁刑に改める	令和7年 6月1日

特別職の給与改定等に伴う関係条例の一部改正について

1 改正条例

- (1) 世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

2 改正理由

区長、副区長、常勤の監査委員及び教育長の給料月額、期末手当の支給月数、並びに区議会議員の報酬月額、期末手当の支給月数を改定する必要があるため。

3 改正内容

- (1) 給料月額及び報酬月額を0.80%相当分引上げる。

	現行月額(円)	改定月額(円)	引上額(円)
区 長	1,053,200	1,061,600	8,400
副 区 長	810,700	817,100	6,400
教 育 長	765,500	771,600	6,100
常勤代表監査委員	662,100	667,300	5,200
常勤監査委員	642,100	647,200	5,100
議 長	929,600	937,000	7,400
副 議 長	787,100	793,300	6,200
委 員 長	665,500	670,800	5,300
副委員長	633,500	638,500	5,000
議 員	616,500	621,400	4,900

- (2) 期末手当の支給月数を0.20月引上げ、年間支給月数4.10月とする。

なお、令和6年度は12月期に0.20月引上げ、令和7年度以降は6月期及び12月期にそれぞれ0.10月引上げる。

(単位：月)

	令和6年度			令和7年度以降	
	現行月数	改定月数	改定後月数	改定月数	改定後月数
期末手当					
6月期	1.95	—	1.95	+0.10	2.05
12月期	1.95	+0.20	2.15	+0.10	2.05
計	3.90	+0.20	4.10	—	4.10

4 施行予定日

- (1) 給料月額・報酬月額及び令和6年度の期末手当：公布の日
- (2) 令和7年度以降の期末手当：令和7年4月1日

「令和6年第4回区議会定例会区長招集挨拶（案）」の追加・修正について

標記の件につきまして、告示日に開催通知、議案とともに配付いたしましたが、下記のとおり追加・修正させていただきます。

追加・修正箇所、内容

1. 追加箇所、内容

ページ	追加記載内容
12ページ	<p>次に、職員の給与改定等についてです。</p> <p>去る10月9日に、特別区人事委員会より、職員の給料及び特別給について引き上げるべき旨の勧告がなされました。これを受け、職員の給料及び特別給の引き上げを実施する必要があると判断しました。このため、条例改正を行う必要が生じたので、ご提案する次第でございます。</p> <p>また、特別職の報酬等については、11月22日に世田谷区特別職報酬等審議会より、報酬等を引き上げるべき旨の答申をいただきました。これを受け、特別職の報酬等につきましても、引き上げを実施する必要があると判断いたしました。このため、条例改正を行う必要が生じたので、ご提案する次第でございます。</p>

2. 修正箇所、内容

ページ	修正前	修正後
12ページ 12行目	<p>最後に、本議会にご提案申し上げます案件は、令和6年度世田谷区一般会計補正予算（第4次）など議案11件、諮問1件、同意2件、報告6件です。</p>	<p>最後に、本議会にご提案申し上げます案件は、令和6年度世田谷区一般会計補正予算（第4次）など議案18件、諮問1件、同意2件、報告6件です。</p>